平成２２年（フ）第１１１号
宮城県角田市梶賀字高畑北162番地３
債務者　長坂　浩二
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１１２号
宮城県角田市梶賀字高畑北162番地３
債務者　長坂千賀子
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６５号
群馬県桐生市新里町新川1983番地１
債務者　坂本　晃一
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第８４号
群馬県桐生市新里町大久保533番地７
債務者　大谷　昌弘
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２００号
長野市大字三輪1320番地　ダイヤパレス長野大通り801号
債務者　小畑　智英
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
長野県松本市野溝西１丁目９番13号　レオパレスミレニアムM204号室
債務者　岡田　和也
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１５１号
長野県木曽郡上松町大字小川1347番地２
債務者　村瀬　　誠
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１３１５号
愛知県小牧市城山１丁目５番地１　サンハイツ中央台Ａ棟805号
債務者　佐久間泰年
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２号
兵庫県淡路市岩屋1683番地21
債務者　長野　賢太（旧姓大西・安永）
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４号
兵庫県洲本市物部３丁目６番16号
債務者　赤井　幸子
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第４５号
兵庫県洲本市物部３丁目６番16号
債務者　赤井　久仁
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第４６号
兵庫県洲本市物部３丁目６番16号
債務者　赤井　照美
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８０号
広島県福山市春日町浦上2472番地７　コンフォート春日103、旧住所岡山県倉敷市水島南亀島町12番18号
債務者　唐崎　美穂（旧姓甲斐）
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２９７号
徳島市吉野本町６丁目25番地　シティハイツ吉野１Ｆ102
債務者　**糠**名　　謙
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１２号
高知県吾川郡いの町3645番地
債務者　藤野　照雄
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１５号
高知市十津５丁目17番１号　市住１棟５号
債務者　宮本　睦子
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３７号
高知県南国市浜改田1749番地１
債務者　長尾　正史
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３８号
高知県南国市浜改田1749番地１
債務者　長尾　綾子
１　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
高知地方裁判所破産係